

經濟論叢

第166卷 第2号

-
- 商業・富裕と徳の変化……………田 中 秀 夫 1
- 国保保険料(税)賦課政策と
被保険者負担(2)……………小 松 秀 和 17
- 外国為替市場の不安定性についての分析……………國 枝 卓 真 32
- ヴェルテンベルクにおける
編物産業内の社会的分業の展開(1)……………森 良 次 51
- 倫理的行動の正当化……………山 根 卓 二 67
-

平成12年 8 月

京 都 大 學 經 濟 學 會

国保保険料（税）賦課政策と被保険者負担（2）*

小 松 秀 和

I 保険料（税）賦課政策と負担の公平性の問題

前稿までの分析で明らかになった，保険者規模別保険料（税）賦課政策の違いをさらに鮮明にするために第1図，第2図，第3図を用意した。横軸は被保険者の保険料（税）負担能力を反映する「収入」を表し，縦軸は保険料（税）賦課額を表す。異なる「収入」階級に属する被保険者の賦課保険料（税）を，小規模保険者（第1図）と大規模保険者（第2図）に分けて示している。第3図は，それらを一緒に描いたものであり，それによって，同じ負担能力を有する者であっても属する保険者（市町村）の規模に応じて，実際の保険料（税）賦課額に差が生じる様子を見ることができる。

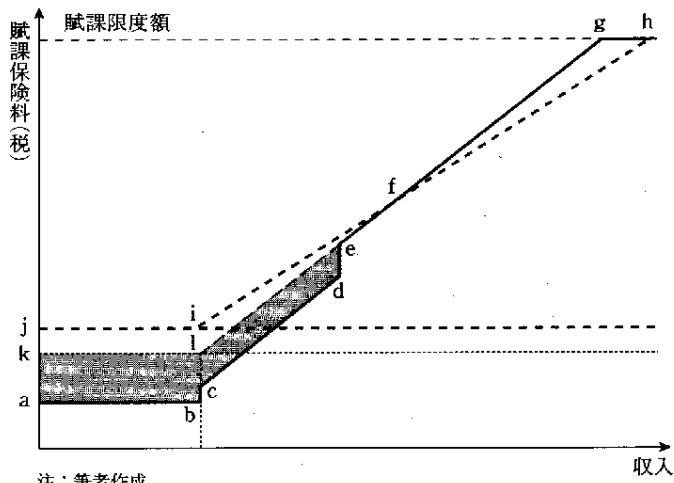
ここで新たに「収入」という概念を持ち出したのは，「所得」の意味を明確にするためである。「所得」には2種類あり，ひとつは，ある一定期間内に経済主体が獲得した総金銭収入額のことであり，もうひとつは，その総金銭収入額にある人為的処理を施して得た数値のことである。後者の具体例としては，税法上の「課税総所得金額」などがある。両者は金額的に異なる概念なので区別して用いなければならない。そこで，前者の所得を「収入」，後者をそのまま「所得」と呼ぶことによって，以後違う概念として扱う。

* 本稿は，文部省科学研究費補助金による研究成果の一部であり，1999（平成11）年10月17日の日本経済学会における発表稿を加筆修正したものである。

本研究の遂行に当たっては，京都大学の西村周三教授に御指導頂いた。また，学会発表の際には，早稲田大学の馬場義久教授ならびに法政大学の小椋正立教授から貴重なコメントを頂いた。この場を借りて，謝意を表したい。

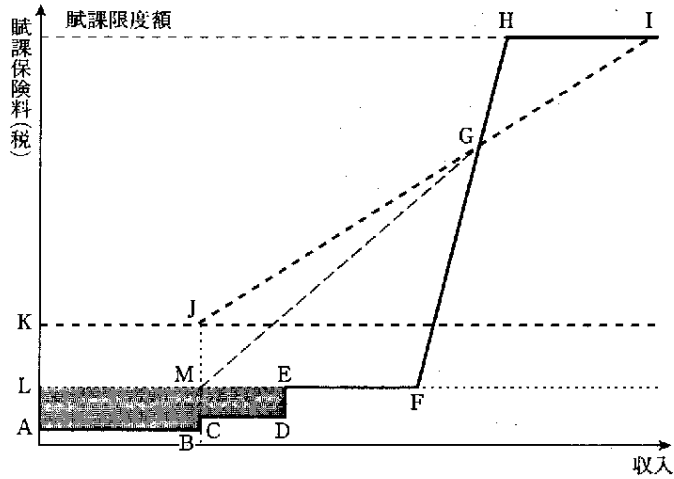
なお，内容についての誤りは，すべて筆者の責任である。

第1図 小規模保険者における保険料(税)賦課政策



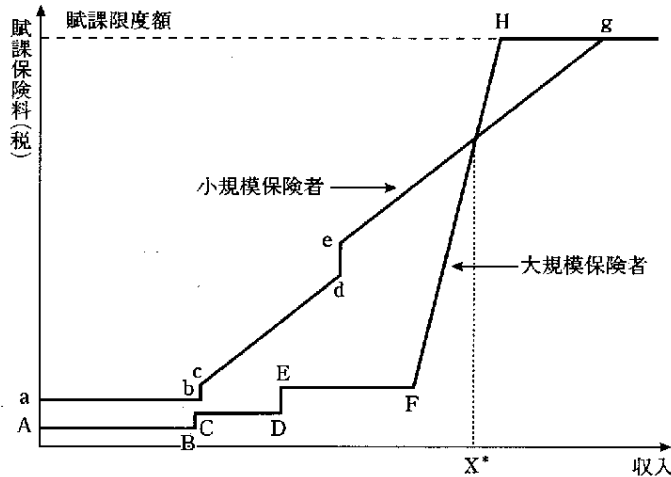
注：筆者作成。

第2図 大規模保険者における保険料(税)賦課政策



注：筆者作成。

第3図 小規模および大規模保険者の保険料(税)賦課政策の比較



注：筆者作成。

すでに説明したように、国保保険料(税)算定において使われるのは「所得」の方であり、しかもそれは、保険者の裁量によって変動する性質を持っている。これは、所得割算定において「基礎控除」だけを認める場合と、「各種控除」も認める場合とを比較すれば明らかであろう。このような絶対的な基準でない「所得」を、そのまま、国保被保険者の資力を表す指標として用いることは、負担の個人間比較を行う上で問題となる。そのため、「所得」の代わりに「収入」を用いることによって、同じ資力を持つ被保険者に対する、市町村の賦課政策の影響を分析することができる。また、「収入」を基準とするもうひとつの利点は、「各種所得控除」を正当化する根拠とされる各被保険者世帯の「属性の違い」(年齢構成や家族構成などの違い)からひとまず離れて議論を展開できることにある。そのため、ここで想定される被保険者は、収入、家族構成、年齢構成などの属性がすべて等しいものと仮定する。

図の説明に戻ろう。第1図および第2図には、標準的な保険料(税)賦課方法が太点線で描かれている。これを実際の賦課政策を表す実線と比較すること

によって、各保険者の賦課政策の特徴をより鮮明にできる。前述したように、賦課方法には「応益割」と「応能割」があり、ある収入水準をはさんで、前者だけを負担する者と両方を負担する者に分かれる。点bおよび点Fがその境界を表している。さらに、応能割を負担する場合にも、保険料(税)算定額が賦課限度内にとどまる者と限度額を超える者があり、これは点gおよび点IIによって分けられる。以後、これらを第1、第2、第3グループとして区別する。

小規模保険者の賦課政策の大きな特徴は、他の保険者に比べて応益割構成割合を相対的に高く設定している点と、所得割算定方式として「旧ただし書き方式」を採用している点である。前者の特徴は、申請軽減を可能にすることによって、軽減措置適用範囲をより右に広げる効果をもつ。これは第3図を見ると分かりやすい。大規模保険者と比べてDdの分だけ軽減措置対象者が右に広がっている。また、後者の特徴は、所得割対象者数を比較的多く確保する効果をもつので、第2グループの始まり、すなわち、所得割が賦課される最低収入額を標準点近くに設定できる(第1図点b)。ただし、応益割構成割合が比較的高いとはいっても標準の応益額には及ばないので、その分、所得割料率を標準よりも高くして不足額をカバーしなければならない。第1図上の応能割を示す実線cdおよびegの傾きが標準線よりも急勾配になっているのはこのためである。

ここまでは、小規模保険者の賦課政策を収入グループごとに「横」の関係に注目してきたが、次に、それを標準線(太点線)との「縦」の関係に注目して分析する。標準線よりも下にある場合は、徴収すべき保険料(税)が標準より不足していることを意味し、上にある場合は、標準より多く保険料(税)を徴収していることを意味する。第1図の第1グループから第2グループにかけての領域abcdelkとklfijは標準額との比較においてマイナスの状態にある。しかし、前者の領域は法定および申請軽減額に相当する部分なので、保険基盤安定繰入金によって賄うことが許される(そのうち市町村の独自負担は4分の1)。問題は後者の領域で、これはプラス領域fghによって補填するか、もし

くは、他の方法によって処理するしかない。図によれば、小規模保険者が応益割額を抑えた結果生じたマイナス部分 $klij$ を、主に、第2グループへの所得割料率の引き上げによって補填している。しかし、それでも足りない場合は、積立金を取り崩したり、あるいは、予めマイナスが膨らむことを見越して、一般会計からの繰り入れを増やして保険料(税)賦課総額自体を少なくしておく等の対策が必要となる。

一方、大規模保険者の賦課政策の特徴は、大幅な応益割構成割合の低下と、「旧ただし書き方式」以外の所得割算定方式を採用することにある。前者の特徴によって、まず、応益割額が標準額よりも大幅に下がる(第2図KからLへのシフト)。さらに、それによって申請軽減も適用できない可能性が高まるので、保険料(税)軽減措置適用者数の範囲が狭まる(線分CD)。大規模保険者の申請軽減適用を受けられる上限Dが小規模の上限dよりも左にあるのはそのためである。また、後者の特徴は、所得割の適用される最低収入額を右にシフトさせる効果をもつ。これは大規模保険者の第2グループの始まりが小規模保険者よりも遅れることを意味する。これにより、所得割総額をより少ない被保険者数で負担することになるので、所得割料率も必然的に上がる。第3図で、大規模保険者の料率を示す直線FHの傾きが小規模のそれよりも急勾配なのはそのためである。

次に標準線との「縦」の関係に着目すると、第2図でマイナスに相当する領域は、ABCDEI, LMGIK, MFGである。そのうち第1グループに係る領域ABCDEIは、小規模の場合と同様に保険基盤安定繰入金によって補填される。問題はそれ以外のマイナス領域の処理であるが、第1グループから第2グループにかけての領域LMGIKは応益割額を過少にした結果生じたものである。一方、領域MFGは応能割不適用世帯を広げた結果生じたものである。したがって、対応策としては、プラス領域GHIによる補填か、その他の手段によることが考えられる。しかし、前者による方法では賦課限度額が存在するため、マイナス領域すべてを賄うだけのプラスを確保できない可能性が高い。そ

の結果、必然的にその他の方法（基金からの取り崩しや一般会計からの繰り入れ）に頼ることになる。大規模保険者になるほど、一般会計からの繰り入れが大きくなるのはこのためである。

以上のような大規模保険者と小規模保険者の賦課政策を巡る方針の違いは、負担の公平性について重大な問題を提起する。それは、たとえ同じ収入階級に属する者であっても、所属する保険者によって負担する保険料（税）が異なる可能性があるためである。この点について、第3図を使って説明しよう。第3図は、大小保険者の賦課政策が交差する点 X^* を境にして、同じ収入でも負担額に差が出る様子を描いている。具体的には、 X^* よりも低い収入階級に属する者は大規模保険者に属する方が負担が軽く有利となっている。反対にそれよりも高い収入階級に属する者では小規模保険者に属している方が有利となっている。同じ収入を持つ者のこのような負担の不公平性について、どう解釈すべきであろうか。次節では、ここでは取り上げなかった「世帯の属性」について言及しながらこの問題を考えていく。

当節の締めくくりとして、標準的国保被保険者世帯の保険料（税）賦課額が、保険者規模でどう異なるかを具体的金額で示すことにしよう。「属性の違い」による影響を取り除くために、標準世帯（夫婦子供2人）の場合を考える。ただし、世帯主は給与所得者¹⁾、配偶者は専業主婦（夫）、そして扶養親族のひとりが特定扶養親族²⁾であると仮定する。実際の賦課保険料（税）に違いをもたらす要素は主に3つある。第1に「収入」、第2に収入から総所得金額を計算するための「必要経費」、第3に「所得割算定方式」である。さらに、第3の所得割算定方式に関連する要素として、「各種所得控除」、「地方税率」がある。

1) 設立の経緯からして、国保被保険者のほとんどが農林水産業者およびその他自営業者だと思われる面があり、ここで世帯主を被用者と仮定するのは不自然に映るかもしれない。しかし実際のところ、第3表が示すように、1995（平成7）年度時点で最大多数を占めているのは無職者の42.5%であり、その他自営業は23.0%、農林水産業に至っては8.1%に過ぎない。意外なことに被用者は23.8%を占め、何と無職者に次いで多いのである。このようなデータから、国保世帯主を被用者と仮定してもまったく不自然なことではないことが分かるであろう。

2) 特定扶養親族とは、扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の者をいう。

第1表 収入階級別、標準世帯の「旧ただし書き所得」および「本文所得」
(単位：万円)

| 収入階級 | 0~162.5 | 162.5~180 | 180~360 | 360~660 | 660~1,000 | 1,000~ |
|----------|---------|-----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 世帯主収入 | x | x | x | x | x | x |
| 給与所得控除額 | 65 | 0.4x | 0.3x+18 | 0.2x+54 | 0.1x+120 | 0.05x+170 |
| 総所得金額 | x-65 | 0.6x | 0.7x-18 | 0.8x-54 | 0.9x-120 | 0.95x-170 |
| 給与特別控除額 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 基礎控除額 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 |
| 旧ただし書き所得 | x-100 | 0.6x-35 | 0.7x-53 | 0.8x-89 | 0.9x-155 | 0.95x-205 |
| 配偶者控除額 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 |
| 配偶者特別控除額 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 | 33 |
| 扶養控除額 | 74 | 74 | 74 | 74 | 74 | 74 |
| 本文所得* | x-238 | 0.6x-173 | 0.7x-191 | 0.8x-227 | 0.9x-293 | 0.95x-343 |

* 本文所得では、給与所得控除はみとめられていない。

注：筆者推計。

第2表 収入階級別、標準世帯の「地方税所得割額」 (単位：万円)

| 収入階級 | 272.85~360 | 360~533.75 | 533.75~660 | 660~1,097.89 | 1,097.89~ |
|----------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| 世帯主収入 | x | x | x | x | x |
| 本文所得 | 0.7x-191 | 0.8x-227 | 0.8x-227 | 0.9x-293 | 0.95x-343 |
| 地方税所得割税率 | 0.03 | 0.03 | 0.08 | 0.08 | 0.12 |
| 地方税所得割額 | 0.021x-5.73 | 0.024x-6.81 | 0.064x-28.16 | 0.072x-33.44 | 0.114x-79.16 |

注：筆者推計。

詳しい説明は専門書に譲るとして、ここでは、それらの要素の実際の金額とそこから算定される「収入」および「所得」を第1表および第2表にまとめた。

それによると、所得割算定方式として「旧ただし書き方式」、「地方税所得割額方式」を採用した場合の最低収入額はそれぞれ、100万円、273万円となる³⁾。

3) 第1表および第2表の計算方法について簡単に説明する。第1表は、収入階級別の「旧ただし書き所得」および「本文所得」の具体額である。給与所得に対する給与所得控除額は収入額に応じて異なるので、収入階級はそれを反映させて分類してある。旧ただし書き所得は、それぞれの収入金額から給与所得控除額および給与特別控除(2万円)を控除したものである。本文所得の計算では、そこからさらに各種所得控除を行う。控除額は1995(平成7)年度時点のものを採

したがって、「旧ただし書き方式」を採用する傾向の強い小規模保険者では、所得割賦課が、100万円を越える収入を得ている世帯からはじまるのに対して、それ以外の方式、特に「地方税所得割額額」を基準にすることの多い大規模保険者では、273万円を越えない限り所得割は賦課されない。両者には実に173万円もの差が存在しているのである。

II 世帯の属性と国保保険料(税)負担との関係

これまでの分析で特徴的だったのは、大規模保険者の方が小規模保険者と比べて、低収入世帯を優遇する傾向が強いことであった。しかし、これは、あくまでも標準世帯を念頭に計算した結果であって、実際に優遇を受けている世帯のなかには様々な属性を持つ世帯が混在している。そのため、負担の公平性について考える場合、属性の違いも一緒に考慮する必要がある。というのも、大規模保険者のなかでそのような優遇を受けている世帯は、決して標準的な世帯ではなく、ある特徴的な属性を持つ世帯である可能性が高いからである。そこで以下では、大規模保険者において優遇を受ける世帯が一体どのような属性を持つ世帯であるのかを明らかにして、属性の違いが負担の公平性に及ぼす影響について分析する。

保険料(税)負担額を決める要素が主に3つあることは前節で述べた通りである。それは、「収入」と「必要経費」と「所得割算定方式」である。所得割

用している。世帯主の配偶者を専業主婦(夫)と仮定しているので、すべての収入階級で配偶者控除、配偶者特別控除が適用される。ただし、後者に限っては所得制限があって、1,231.5万円以上の収入のある世帯には適用されない(地方税法第314条の2第1項第10の2号)。扶養控除額は通常33万円であるが、特定扶養親族に対する控除額は41万円である。なお、本稿の計算では社会保険料控除は含まれていない。この点が、所得税および地方税の課税最低限の通常の計算方法と異なる。もし、それを含めて計算すれば、旧ただし書き以外の方式による国保保険料(税)所得割賦課限度額がさらに上がる。

一方、第2表は本文所得から地方税の所得割額を割り出したものである。ここでは収入階級を本文所得区分および税率区分の観点から分類している。ここから課税最低収入額を求めるには、最低収入階級における地方税所得割算定式 $0.021x - 5.73$ を0としたときの x の値を計算すればよい。したがって、課税最低収入は、 $5.73/0.021 = 272.85$ 万円である。つまり、国保保険料(税)所得割を地方税の所得割を援用して賦課する保険者では、収入金額がおよそ273万円を越えない限り、国保保険料(税)所得割を負担しなくてもよいことになる。

算定方式についてさらに要素還元すると、それは、「各種所得控除」と「地方税率」から構成される。それらの要素のうち、年齢や家族構成などの属性に関わっているのは、「基礎控除」以外の各種所得控除である。そこで次に、それらの要素と属性との関係を順に見ていく。

まず、世帯収入は世帯主の職業によって大きく異なる。第3表は職業別の世帯主構成割合を保険者規模別に示したものである。これによると、国保世帯の4割強が無職世帯であることが分かる。しかもその比率は年々増加する傾向にある⁴⁾。したがって、保険者規模別では、被保険者数20万人以上の大都市を除いて、規模が大きくなるほど無職者の占める割合が高まることが指摘できる。

無職世帯は職業属性上の分類であると同時に、年齢属性とも深い関わりをもつ。というのは、1995(平成7)年度時点における無職世帯世帯主の、実に86.1%が60歳以上の高齢加入者だからである。しかしここで奇妙なことが起こる。前述したように、60歳以上の被保険者構成割合は保険者の規模が小さいほど高いので、本来なら小規模保険者の方が無職世帯が多くなって然るべきであるが、第3表は全く逆の様相を呈している。これは、小規模保険者ほど高齢者の就業率が高く、大規模保険者ほど高齢者の就業率が低いことを意味しているものと思われる。

次に確認すべきことは、世帯主の職業と収入との関係である。第4図は世帯主の職業別の所得分布を示したものである。ここでの所得は、税法上の「総所得金額」および「山林所得金額」のことを指す。第4図によると、無職世帯のうちでも「所得無し」と見なされる世帯の割合が突出して高い。これは、無職世帯の収入が相対的に低いことを示している。そして、その大部分が60歳以上の高齢世帯によって占められている。

それでは本題に入ることにしよう。これまでの分析で明らかとなった、「大規模保険者が他の保険者に比べて、低収入世帯に有利な国保保険料(税)賦課

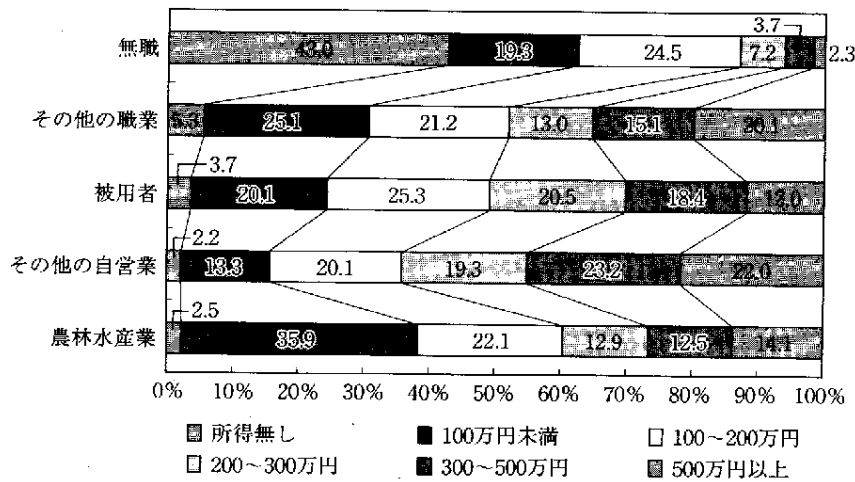
4) 1991(平成3)年から1995(平成7)年にかけての無職世帯の割合は、38.4%→40.4%→40.6%→41.9%→42.5%のように推移している。

第3表 保険者規模別、世帯主職業別、世帯構成割合 (単位：%)

| 世帯主の職業 | 1万人未満 | 1万人以上 5万人未満 | 5万人以上 10万人未満 | 10万人以上 20万人未満 | 20万人以上 | 全保険者 |
|---------|-------|----------------|-----------------|------------------|--------|-------|
| 農林水産業 | 19.6 | 7.7 | 3.4 | 1.8 | 0.5 | 8.1 |
| その他の自営業 | 19.3 | 24.3 | 23.5 | 24.0 | 25.0 | 23.0 |
| 被用者 | 17.7 | 22.8 | 24.6 | 26.2 | 31.8 | 23.8 |
| その他の職業 | 2.9 | 2.1 | 3.7 | 1.8 | 2.5 | 2.6 |
| 無職 | 40.6 | 43.0 | 44.8 | 46.2 | 40.2 | 42.5 |
| 総数 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

出所：厚生省保険局調査課編 [1997]。

第4図 世帯主職業別、所得分布図



方式をとっている」というのを保険者の「属性の違い」から観察した場合、それは、「大規模保険者が他の保険者と比べて、無職の高齢世帯に対して手厚い措置を施している」と読み替えることができる。つまり、大規模保険者の保険料(税)賦課政策においては、無職の高齢世帯の優先度が最も高いのである。ということは、国保保険料(税)における低収入世帯に対する保護政策は、主

に、高齢世帯に対する政策なのである。

では、高齢世帯であることと国保保険料(税)賦課とは、どんな関わりを持っているのであろうか。最も重要なのは、高齢世帯とそれ以外の世帯では「所得」の計算の方法が異なり、前者の「総所得金額」が後者のそれよりも低くなる傾向があることである。このような現象は主に、必要経費の扱いによって起こる。一般に、65歳未満の給与所得者の必要経費額(給与所得控除額)が最低65万円であるのに対して、65歳以上の年金受給高齢者のそれ(公的年金等控除額)は140万円にもなる。つまり、高齢者とその他を所得階級別に分類すると、高齢者の方がその他よりも、少なくとも75万円下方にランクされるのである。これに各種控除が加わるともっと差が広がる。話を単純にするために高齢者とその他給与所得者がともに単身世帯の場合を考える(つまり、配偶者控除、特別配偶者控除、扶養控除などの家族構成に関わる控除を無視する)と、前者の場合は公的年金等控除額の外に、48万円の「老年者控除」が認められる(ただし、1,000万円の所得制限あり)。さらに、給与特別控除がわずか2万円なのに対して、年金所得に対しては地方税法附則第35条の4の特例措置によって17万円が控除される。以上を合わせると、高齢者の所得はその他給与所得者と比べて138万円過小に評価されているのである。つまり、高齢単身世帯について「所得無し」とされる世帯であっても、実際は138万円までの所得を有する一般単身世帯と等しいのである。こうして、所得計算上、高齢者に対してかなりの優遇政策がとられていることが分かったが、このことを念頭において、保険者規模別の国保保険料(税)賦課政策と高齢世帯との関係について最終的な考察を行おう。

第4表は、保険者規模別の1世帯当たりの保険料(税)調定額である。一見すると、大規模保険者の方が小規模保険者よりも1人当たりの負担額が小さいように思われる。しかし、本稿の分析結果からはその数字の背後に隠れた実態を窺い知ることができる。つまり、大規模保険者ほど平均的保険料(税)負担額が軽いのは、高齢被保険者に対する手厚い保険料軽減措置(応能割の偏重、

第4表 保険者規模別、1世帯当たりの保険料調定額

| | 5千人未満 | 1万人未満 | 1万人以上 5万人未満 | 5万人以上 10万人未満 | 10万人以上 20万人未満 | 20万人以上 | 平均 |
|-------------------|---------|---------|----------------|-----------------|------------------|---------|---------|
| 保険料(税)調定額(円) | 156,517 | 165,039 | 156,418 | 147,220 | 134,178 | 127,390 | 147,403 |
| 旧ただし書き所得に対する比率(%) | 9.56 | 9.13 | 8.10 | 7.36 | 6.64 | 6.81 | 7.77 |

出所：厚生省保険局調査課編 [1997] より作成。

所得割適用範囲の狭小化)を多数の非高齢被保険者、特に中・高所得世帯への過重応能負担で穴埋めしている結果なのである。その証拠に、賦課限度額を超える世帯は大規模保険者になるほど多い。それでも、1世帯当たりの保険料(税)調定額が少なく済んでいるのは、非高齢被保険者を比較的多く抱えていることで保険料(税)賦課総額の1人当たり負担額を抑えられることと、一般会計から多額の繰り入れを行っているためである。一方の小規模保険者では、高齢被保険者比率が相対的に高いため、一般会計からの繰り入れや保険料(税)の法定・申請軽減措置を実施してもなお、保険料(税)調定額の平均値が大規模保険者のそれを上回る。それを賄うため小規模保険者では、応益割を厚く、所得割適用範囲を広範囲に広げることで、多くの高齢・低所得世帯に応分の負担を求めざるを得ない。

以上から導かれる現行国保制度における最大の問題点は、収入が同じであるにも関わらず、帰属する保険者の規模によって、負担する保険料(税)に格差が生じていることである。そして、その格差も単純なものではなく、年齢によって正反対の結果を招くものである。つまり、被保険者が非高齢、中・高所得者である場合は、保険者規模が大きいほど保険料(税)負担が重く、逆に、被保険者が高齢である場合は、保険者規模が大きいほど保険料(税)負担が軽い。したがって、現行国保では、年齢という「属性」による影響と、保険者の賦課政策による影響とが複雑に絡み合いながら、被保険者間に不公平な負担を強いっているのである。

III おわりに

本稿では、主に1995(平成7)年度の国民健康保険に関する資料に基づいて、国保保険料(税)賦課政策と保険料(税)負担との関係を、保険者の規模に応じて分析した。本稿の重要な前提は、議論を国保保険料(税)の賦課局面に限ったことである。いうまでもなく、医療保険の保険料(税)は給付状況と密接に関わるものである。しかし、国保をはじめとする我が国の公的医療保険制度では、給付面について保険者である市町村の裁量の及ぶ範囲は極めて少ない。本稿の目的が主に市町村の裁量と保険料(税)負担との関係について理解することにあつたので、給付面については言及せずに議論を進めることになった。

そのような前提の下、本稿では次の2点を明らかにすることができた。

保険者規模別の保険料(税)賦課政策と被保険者負担との関係を見た場合、たとえ同じ収入の者であっても、属する保険者が異なることで、負担する保険料(税)に差が生じることが分かった。このような負担格差は、公平性の原則に大きな問題を投げかけている。現行国保では各市町村の給付率はほぼ等しい。にもかかわらず市町村によって負担額に差が生じてしまうのである。家族構成や収入が同じであるというのに、こうした不合理の主因は、大規模市町村の、均衡を失した裁量権の行使にある。大規模市町村が、国保保険料(税)の所得割賦課基準となる所得計算を「旧ただし書き方式」以外の「税制援用方式」で行うのは、ただ保険料(税)算定に係る事務処理コストを少なくしたいがためである。いい換えれば、国保運営の効率化のために国保制度全体の公平性を害しているのである。公平原則の軽視は加入者の信頼を損なうことになり、結果として、制度の存続を危うくするであろう。そのような事態を避けるには、国保保険料(税)所得割の賦課ベースを市町村間で統一する必要がある。その際、統一方式として何を選択するかについては、医療費負担のあり方とともに、慎重に検討されなければならない。

国保被保険者世帯の「属性の違い」を考慮に入れた場合、「高齢」という属

性は様々な面で保険料(税)賦課額に影響を及ぼしている。まず、所得計算の基礎となる「総所得金額」の算定において、高齢世帯はそれ以外の世帯と比べて格段に優遇されている。次に、「各種所得控除」についても、高齢世帯とその他の世帯を比べた場合、同じ家族構成ならば「老年者控除」や「地方税法特別措置」があるために、高齢者世帯の方が有利になる。したがって、「所得」を基準に算定される国保保険料(税)は高齢者ほど低くなる。このような優遇措置が保険者の規模に関わりなく制度上保証されているのに対して、大規模保険者における低所得世帯への優遇措置は、市町村の裁量によってこれを行う。つまり、大規模保険者に属する高齢者は、所得計算上の優遇措置に加えて、さらに多くの便宜を受ける仕組みになっているのである。このような高齢者に対する優遇措置をどう解釈すればよいのであろうか。

高齢者は社会的弱者であるといわれる。医療などの健康面に関わる問題では、高齢者の罹病リスクが相対的に高いため、特にそう考えられている。したがって、公的医療保険の中核をなす国民健康保険において、高齢者の保険料(税)負担額をできるだけ軽減しようとするのは理解出来る。しかし、1995(平成7)年度時点において、高齢者1人当たりの医療費がそれ以外のおよそ5倍にも及び、老人医療費(患者負担分を除く)が約8兆4,877億円で国民医療費全体の3割を占めるに至っている現状を見ると、高齢者優遇一辺倒の保険料(税)賦課政策というのは問題があるといわざるを得ない。

誤解してほしくないのは、本当に収入が低くて病気がちの高齢者に対する措置は、医療の公共性から考えて当然行わなければならないということである。しかし、本稿で問題にしているのは、そのような純粋な意味における低所得者と保険料(税)負担との問題ではなく、何らかの政策的意図によって、実際以上に負担能力が低く評価されてしまう高齢者と保険料(税)負担との関係なのである。高齢者の所得計算上の優遇措置が他と比べて非常に厚く、しかも、その医療費のほとんどが他の被保険者によって賄われている⁵⁾現状を考えれば、

5) 1995(平成7)年度時点の老人医療費全体に占める自己負担比率は5.2%。残る30.6%を公ノ

そのような所得計算上の優遇措置を見直す時期に来ているのではないだろうか。

参考文献

- 厚生省保険局国民健康保険課監修 [1983] 『逐条詳解・国民健康保険法』中央法規。
 —— [1998] 『運営協議会委員のための国民健康保険必携(改訂9版)』社会保険出版社。
 厚生省保険局調査課編 [1997] 『平成7年度国民健康保険実態調査報告』国民健康保険中央会。
 厚生統計協会編 [1997] 『保険と年金の動向』厚生統計協会。
 国民健康保険中央会編 [1997] 『国民健康保険の実態』国民健康保険中央会・都道府県国民健康保険団体連合会。
 全国社会保険労務士会連合会編 [1998] 『社会保険労務ハンドブック』中央経済社。
 日本税理士会連合会・中央経済社編 [1998] 『地方税法規通達集』中央経済社。
 —— [1998] 『所得税法規集』中央経済社。
 橋間他家男 [1997] 『所得税の基本と計算』清文社。

、費、64.2%を各医療保険制度からの拠出金で賄っている。